

卸電気通信役務を提供する際の確認義務に関する手引き

本解説は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第50条の7に規定する卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行に当たって、参考となり得る情報を記載したものです。今後も必要に応じ修正・追加を行います。なお、本解説は、電気通信事業法等電気通信番号関係法令やその解釈に何ら変更を加えるものではありません。

1. 対象事業者

固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号を使用して電気通信役務を提供する電気通信事業者であって、卸電気通信役務を提供する者が対象となります。

総務大臣から直接電気通信番号の指定を受けている事業者だけでなく、指定事業者から電気通信番号の提供を受けている事業者についても対象となります（みなし認定事業者も対象となります。）。

2. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務について

対象事業者は、卸電気通信役務の提供に関する契約を締結しようとするときには、

① 卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていること及び② 卸先電気通信事業者が電気通信役務を継続的に実施すると見込まれることを確認しなければなりません。

また、契約の更新をしようとするときには、① 卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認しなければなりません（契約の更新の際には、一定程度電気通信役務を継続的に実施していることが想定されるため、② 卸先電気通信事業者が電気通信役務を継続的に実施すると見込まれることの確認は不要です。）。

●電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（卸電気通信役務を提供する際の確認義務）

第五十条の七 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、同項の指定を受けた利用者設備識別番号（第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該卸電気通信役務の提供の相手方が次の各号のいずれにも該当すること（当該相手方が使用することとなる利用者設備識別番号の数が総務省令で定める数以下である場合又は当該相手方との契約の更新をしようとする場合にあつては、第一号に該当すること）の確認をした後でなければ、これを行つてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる当該相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に該当すること。

イ ロに掲げる者以外の電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、第五十条の二第一項の認定を受けていること。

ロ 第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされる電気通信事

- 業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、標準電気通信番号使用計画と同一であること。
- 二 当該相手方が、総務省令で定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行つてることその他利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件として総務省令で定める要件に該当すること。

- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)であり、卸電気通信役務を念頭に契約する場合(相対契約による卸提供)だけでなく、例えば一般的な約款による契約を行う場合においても、契約先に対して、電気通信事業の用に供するかどうかの確認を行い、卸電気通信役務であるかどうかを特定する必要があります。
- なお、「契約の締結又は更新」について、契約の内容について変更がある場合の変更契約についても確認義務の対象となります。また、契約内容に変更がない場合には自動更新されるような契約形態についても、更新時に確認義務の対象となるため、確認ができない場合に契約を更新してはなりません。

3. 確認義務の履行方法等

3-1. 電気通信番号使用計画の認定の有無の確認について

卸電気通信役務の提供先(卸先電気通信事業者)が総務省から直接認定を受けている事業者である場合には、総務省が発行した電気通信番号使用計画の認定証の提示を受けて確認を行う必要があります。

卸先電気通信事業者がみなし認定事業者である場合には、当該事業者が作成した電気通信番号使用計画の提示を受けて、標準電気通信番号使用計画と同一であるとの確認を行う必要があります。



- 認定証や電気通信番号使用計画の確認に当たっては、その写しをメール等によりPDFファイルとして受信し、確認することも可能です。
- 総務省ホームページに掲載される認定事業者リストについては、特にみなし認定事業者について、即時更新されていないという点に留意いただいた上で、卸先事業者への確認を行う際の参考としてお取り扱いください。

3-2. 役務継続性の確認について

卸先電気通信事業者が電気通信役務を継続的に実施すると見込まれることについて確認する必要があります。電気通信役務を継続的に実施すると見込まれる者の

要件は以下（1）から（6）までのとおりです。

ただし、50番号以下の電気通信番号を卸提供する場合については、役務継続性の確認の適用対象とはなりません。

役務継続性があると認められる要件

- （1）卸先電気通信事業者自身が、令和8年●月●日以降、総務省から直接電気通信番号使用計画の認定又は変更認定を受けていること。
- （2）卸先電気通信事業者自身が、電気通信事業その他の事業を6か月以上継続して行っていること。
- （3）卸先電気通信事業者自身が、海外において、電気通信事業法に相当する法令の許認可を受けて、電気通信事業に相当する事業を6か月以上継続して行っていること。
- （4）卸先電気通信事業者自身の役員のうちに、電気通信番号使用計画の認定事業者において、電気通信番号を使用した電気通信役務に係る電気通信設備の設計、運用、管理等に関する業務に3年以上従事した者がいること。
- （5）卸先電気通信事業者の国内の関係会社が、電気通信事業その他の事業を6か月以上継続して行っていること。
- （6）卸先電気通信事業者の海外の親会社が、海外において、電気通信事業法に相当する法令の許認可を受けて、電気通信事業に相当する事業を6か月以上継続して行っていること。

以上（1）～（6）のいずれかに該当する場合に
卸電気通信役務の契約締結が可能

- 適用除外となる閾値である50番号については、固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号の別に卸先電気通信事業者に提供する電気通信番号の数を計上してください。
- また、契約自体が複数に分かれている場合であっても、同一の卸先電気通信事業者に卸電気通信役務を提供している場合には、提供番号数を合算して計上してください。
- 卸先電気通信事業者に対して、必要な番号数を都度卸提供するような契約形態であって、特段上限の番号数を定めていない場合（50番号を超える可能性がある契約）についても、役務継続性の確認が必要となります。

（1）卸先事業者自身が、令和8年●月●日以降、総務省から直接電気通信番号使用計画の認定又は変更認定を受けていることの確認

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日（令和8年●月●日）以降、総務省から直接電気通信番号使用計画の認定を受けている者については、その認定又は変更認定時に、総務省が役務継続性の審査をしています。
- 卸先事業者から認定証の提示を受けることで確認を行ってください。
- なお、認定証には認定日が記載されていますので、その日付が令和8年●月●日以降であることを確認してください。
- 当該書類の確認に当たっては、その写しをメール等によりPDFファイルとして受信し、確認することも可能です。

（2）卸先事業者自身が、電気通信事業その他の事業を6か月以上継続して行っていることの確認

- 「その他の事業」について、事業の業種は問いません。
- 事業の継続期間については、契約書や料金請求書等、実質的にサービスが提供された日が分かる書類の提示を受けることで確認を行ってください（例えば、登記簿謄本等の書類により、登記日を確認することは認められません。）。
- 当該書類の確認に当たっては、その写しをメール等によりPDFファイルとして受信し、確認することも可能です。
- また、卸先電気通信事業者が国内の金融商品取引所に株式を上場している場合には、その事実を確認することをもって、6か月以上の事業継続期間があることを確認したことになります（株式上場の審査基準として、一定期間（少なくとも1年）以上事業継続期間があることを要件としているため。）。

（3）卸先事業者自身が、海外において、電気通信事業法に相当する法令の許認可を受けて、電気通信事業に相当する事業を6か月以上継続して行っていることの確認

- 卸先事業者に日本国内における事業実績がなく、海外における事業実績について確認を行う場合には、その事業内容は、電気通信事業に相当するものに限ります。
- 具体的には、電気通信事業法における電気通信事業の登録・届出に相当する海外の許認可を受けていることについて、海外の政府機関が発行した許認可等の証書等の提示を受けることで確認を行ってください。
- また、事業の継続期間については、国内の事業実績と同様に、契約書や料金請求書等、実質的にサービスが提供された日が分かる書類の提示を受けることで確認を行ってください（例えば、登記簿謄本等により登記日を確認することは、認められません。）。
- これらの書類の確認に当たっては、その写しをメール等によりPDFファイルとして受信し、確認することも可能です。
- 以上の確認事項について、日本国内の事業者に対する確認と同等の確認を厳格に行うことが可能な場合に限り、本確認を行ったこととなります。

（4）卸先事業者自身の役員のうちに、電気通信番号使用計画の認定事業者において、電気通信番号を使用した電気通信役務に係る電気通信設備の設計、運用、管理等に関する業務に3年以上従事した者がいることの確認

- これまでに事業実績がない新規事業者については、人的体制として、役員に、電気通信番号使用計画の認定事業者での電気通信設備の管理に関する業務のうち、①電気通信番号を使用した電気通信役務に係る電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務、②①の業務を監督する業務のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者がいることを確認してください。
- 当該役員の従事経験については、認定事業者から発行された退職証明書等であって、従事経験の内容を把握することが可能なもの（例えば、当該認定事業者において電気通信設備統括管理者に選任されていた事実が記載されていること等）により確認することとし、例えば履歴書等本人の記載した書類のみでは、認められません。

- 当該書類の確認に当たっては、その写しをメール等によりPDFファイルとして受信し、確認することも可能です。

(5) 卸先事業者の国内の関係会社が、電気通信事業その他の事業を6か月以上継続して行っていることの確認

- グループ企業の組織再編等により設立された新会社について、関係会社（親会社、子会社、関連会社等）の事業実績を確認する場合には、まず、卸先事業者と当該関係会社の関係について、有価証券報告書等の書類の提示を受けて確認してください。
- 事業の継続期間については、契約書や料金請求書等、実質的にサービスが提供された日が分かる書類の提示を受けることで確認を行ってください（例えば、登記簿謄本等の書類により、登記日を確認することは認められません。）。
- 当該書類の確認に当たっては、その写しをメール等によりPDFファイルとして受信し、確認することも可能です。
- また、卸先電気通信事業者の関係会社が国内の金融商品取引所に株式を上場している場合には、その事実を確認することをもって、6か月以上の事業継続期間があることを確認したことになります（株式上場の審査基準として、一定期間（少なくとも1年）以上事業継続期間があることを要件としているため。）。

(6) 卸先事業者の海外の親会社が、海外において、電気通信事業法に相当する法令の許認可を受けて、電気通信事業に相当する事業を6か月以上継続して行っていることの確認

- 日本国内に新規参入するために立ち上げた子会社について、その海外の親会社の事業実績を確認する場合には、まず、卸先事業者と当該親会社の関係について、外国において開示が行われている有価証券報告書に相当する書類等の提示を受けて確認してください。
- また、海外における事業実績について確認を行う場合には、その事業内容は、電気通信事業に相当するものに限ります。
- 具体的には、電気通信事業法における電気通信事業の登録・届出に相当する海外の許認可を受けていることについて、海外の政府機関が発行した許認可等の証書等の提示を受けることで確認を行ってください。
- 事業の継続期間については、国内の事業実績と同様に、契約書や料金請求書等、実質的にサービスが提供された日が分かる書類の提示を受けることで確認を行ってください（例えば、登記簿謄本等により登記日を確認することは、認められません。）。
- これらの書類の確認に当たっては、その写しをメール等によりPDFファイルとして受信し、確認することも可能です。
- 以上の確認事項について、日本国内の事業者に対する確認と同等の確認を厳格に行うことが可能な場合に限り、本確認を行ったこととなります。

※ (1) から (6) までの確認書類について、判断に迷う場合には、総務省番号企画室 (bango@soumu.go.jp) までお問合せください。

更新履歴

更新年月日	更新対象	更新内容
2026年●月●日 ^{※1}	—	資料公開

※1 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日を予定。